

中小企業金融円滑化法の期限の最終延長等について

これまでの取組み

中小企業金融円滑化法（21年12月施行）の期限延長とともに、金融機関によるコンサルティング機能の発揮の促進等を実施。

今後の対応

基本的な考え方

- 金融機関の金融円滑化への対応状況は、貸付条件の変更等の実行率が9割を超える水準となっているなど、基本的には、その取組みは定着してきていると考えられる。
- 一方で、貸付条件の再変更等が増加している、貸付条件の変更等を受けながら経営改善計画が策定されない中小企業者も存在しているなどの問題を指摘する声もある。
- 金融規律の確保（健全性の確保・モラルハザード防止）のための施策を講じる一方、金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮を促すとともに、中小企業者等の真の意味での経営改善につながる支援を強力に推し進めていく（「出口戦略」）必要がある。

具体的な対応

外部機関や関係者の協力も得つつ総合的な出口戦略を講じ、中小企業者等の事業再生等に向けた支援に軸足を移行。こうした移行を円滑に進めていく（「ソフトランディング」）必要があるため、中小企業金融円滑化法を今回に限り1年間再延長するとともに、以下の施策を集中的に推進。

I. 金融の円滑化

- ✓ 金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮
- ✓ 新規融資の促進を図るための、資本性借入金等の活用及び動産担保融資（ABL）等の開発・普及等
- ✓ 金融機関の事務負担の軽減を図るための開示・報告資料の更なる簡素化等

II. 金融規律の確保

- ✓ 実現可能性の高い抜本的な経営再建計画の策定・進捗状況の適切なフォローアップ
- ✓ 対象企業の実態に応じた適切な債務者区分・引当ての実施
- ✓ 金融機能強化法の活用

III. 中小企業等に対する支援措置

- ✓ 企業診断、最適な解決策の提示・支援を図るためのコンサルティング機能の発揮等、地域密着型金融の深化の徹底
- ✓ 中小企業再生支援協議会との連携強化
- ✓ 産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構等との連携強化
- ✓ 事業再生支援を図るための、様々な制度・仕組みの活用